

名 称

第1条 本クラブはダッシュ前橋スイミングクラブ（D・M・S・C）と称する。

位 置

第2条 本クラブは群馬県前橋市南町1丁目20-22に置く。

目 的

第3条 本クラブは教育的配慮のもとに水泳指導を行い、水泳に対する正しい理解と関心を深め、健康な身体と健全な精神を育成し、併せてスポーツの振興に寄与することを目的とする。

入会資格

第4条 本クラブに入会できる者は、定められた条件又は資格に該当する健康な者であって、本クラブの会則に賛同した者。

刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている者、暴力団等の反社会勢力構成員、その他本クラブが不適当と認める者は、入会資格を有しない。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で除籍とする。

入会手続

第5条 本クラブに入会を希望する者は、所定の入会方法により入会申込を行い、本クラブが承認したときに本クラブの会員と認められる。

授業日時

第6条 会員は個人の能力と希望に応じて各クラス毎に定められた曜日、時間内で授業を受けることができる。

授業内容

第7条 本クラブは各泳力に応じた授業内容を定め、本クラブのカリキュラムに基づいて指導する。

第8条 フリーコースの会員は定められた曜日、時間内で本クラブの施設を利用することができる。

休会及び退会

第9条 休会する者は別に定める休会届に休会費を添えて提出する。

退会する者は別に定める退会届を提出する。

休会又は退会の手続をせずに授業料未納の者は、授業料全額を納入する。

休 館 日

第10条 本クラブの休館日は、月末（29.30.31日）・日曜日・祝祭日・お盆・年始とする。

本クラブは臨時補修工事、その他やむを得ない理由により臨時休館することがある。

授業料の納入

第11条 授業料は、群馬銀行が毎月26日、ゆうちょ銀行が毎月28日に翌月分を自動引落としとする。

一旦納入した入会金・保険料・授業料等は原則として返金しない。

会員の心得

第12条 会員は次の事項を厳守する。

1. 館内では、指導員・事務員の指示に従い、ルールを守る。
2. 秩序を守り、本クラブの目的に添うよう努力する。
3. 貴重品は持ってこないようにする。損失または毀損についての賠償は行わない。
4. 会員は館内において用具、器具等の使用時は係員の指示に従う。

水泳禁止者

第13条 本クラブで水泳を禁止する者は、次の身体疾患を持つ者である。

1. 心臓異常者及び結核要注意者。
2. 脳卒中等になったことのある者
3. 眼・耳その他の病気で医師から水泳を禁止されている者。
4. テンカン等卒倒性体質。
5. 法定伝染性疾病、その他伝染性疾病のある者。
6. その他、当クラブが水泳禁止と認定した場合。

傷害等の責任

第14条 会員は本クラブの指定する傷害保険に加入する。

本クラブ内において会員に事故が起きた場合には、責任保険の受給範囲内において損害賠償を行う。
お支払いする保険金

A. 入院保険金 7日以内2万円・8日以上14日以内3万円・15日以上30日以内5万円・31日以上10万円

B. 通院保険金 7日以内1万円・8日以上14日以内2万円・15日以上30日以内3万円・31日以上5万円

会員同士のトラブルに対しては、本クラブに過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

除 籍

第15条 会員としてふさわしくない行為があったと本クラブが認定した時は、除籍処分を受ける事がある。